

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十三号

##### 建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和二十四年広島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条、法第六条及び法第十一条第一項から第四項まで（これらの規定を）」を「第十三条（）」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。